

求 人 情 報 (アルバイト秘書の募集)



〒102-0083 東京都千代田区麹町 4-3-4
 宮ビル4階
 多湖・岩田・田村法律事務所
 TEL 03-3265-9601 / FAX 03-3265-9602
 採用担当弁護士 多湖 章

① 雇用形態	アルバイト(採用予定:1~2名)
② 応募資格	18歳以上。学生可・経験不問。
③ 応募方法	当事務所のウェブサイト (http://www.tago-law.com/staff.html) より履歴書をダウンロードの上(手書き可,市販のものでも可), <u>弁護士多湖宛</u> に郵便またはメール (info@tago-law.com) にて送付願います(成績表等の提出は任意)。所内協議の上,面接に進まれる方のみ,こちらからご連絡させていただきます(なお,採否に拘わらず履歴書の返還は致しません)。
④ 契約期間	採用日~原則1年間(勤務態度・実績等を考慮の上,1年毎に更新の場合あり)
⑤ 就業場所	当事務所内 【最寄駅】 ・東京メトロ有楽町線「麹町駅」駅より徒歩1分 ・東京メトロ半蔵門線「半蔵門」駅より徒歩5分 ・JR中央線「四ツ谷」駅より徒歩8分
⑥ 業務内容	秘書業務一般。電話・来客応対,スケジュール管理,各種証明書及び公文書の申請・提出,簡易な法律文書の作成・校正,判例・法律文献リサーチ,その他法律事務所内外の雑務(執務スペースの簡易な清掃含む)等。
⑦ 労働時間	【始業】午前10時~【終業】午後5時 *但し,1時間の範囲内で繰上げ・繰下げあり。 【休憩時間】午後0時00分~午後1時00分(60分間)(労基法34条1項に基づく) 【所定労働時間】原則1日6時間(週1日以上3日以内の範囲で応相談)。
⑧ 所定外労働	【所定時間外労働】原則なし *但し,業務状況により30分~1時間程度の残業あり。 【休日労働】原則なし
⑨ 休 日	土日/国民の祝日/年末年始/その他,事務所が定める休日
⑩ 休 暇	【年次有給休暇】労働基準法施行規則24条の3第3項の規定に従う。
⑪ 賃 金	【基本賃金】時給1050円 【通勤手当】実費支給(但し,原則1日あたり1500円上限) 【支払日】毎月20日締め25日払い(同日が休日の場合は直近の前営業日) 【昇給】あり *但し,勤務態度,業績等に応じ,昇給の有無及び金額・割合を決定する。 【賞与】なし
⑫ 退職に関する事項	【解雇事由】別途定める就業規則または雇用契約書の各条項に従う。 【自己都合退職】1か月以上前に届出 【退職金】なし
⑬ 各種社会保険	【雇用保険】適用なし(雇用保険法6条②) 【労災保険】加入(全額使用者負担) 【住民税】普通徴収(被用者直接納付) 【社会保険(国民健康保険・国民年金)】被用者直接納付
⑭ 特記事項	